

2000 年第 331 號法律公告

《2000 年火器及彈藥 (修訂) (第 2 號) 規例》  
(根據《火器及彈藥條例》(第 238 章) 第 52 條及  
《釋義及通則條例》(第 1 章) 第 29A 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2001 年 1 月 12 日起實施。

2. 費用

《火器及彈藥規例》(第 238 章, 附屬法例) 附表 2 現予修訂——

- (a) 在第 1 項中, 廢除 "310" 而代以 "355";
- (b) 在第 2(b) 項中, 廢除 "112" 而代以 "135";
- (c) 在第 2(c) 項中, 廢除 "1,130" 而代以 "1,355";
- (d) 在第 2A 項中, 廢除 "43" 而代以 "50";
- (e) 在第 3(a) 項中, 廢除 "2,820" 而代以 "3,385";
- (f) 在第 3(b) 項中, 廢除 "3,520" 而代以 "4,050";
- (g) 在第 3(c) 項中, 廢除 "14,100" 而代以 "12,000";
- (h) 在第 4 及 5 項中, 廢除 "43" 而代以 "50"。

署理庫務局局長

應耀康

2000 年 11 月 16 日

註 釋

本規例調高根據《火器及彈藥規例》(第 238 章, 附屬法例) 就以下事宜所須繳付的費用

- (a) 批給豁免;
- (b) 發出牌照或牌照續期;
- (c) 修訂牌照或其中條件; 或
- (d) 補發牌照或豁免。

本規例亦減低在某些情況下發出經營人牌照或將經營人牌照續期所須繳付的費用。新費用由 2001 年 1 月 12 日起生效。